

介 保 第 5 1 号  
疾 対 第 7 1 号  
令和 5 年 5 月 2 日

各市町村高齢者施設等担当課長 様  
各高齢者福祉施設等管理者 様

奈良県福祉医療部医療・介護保険局  
介 護 保 険 課 長  
奈良県福祉医療部医療政策局  
疾 病 対 策 課 長  
( 公 印 省 略 )

5月8日以降の高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症が  
発生した場合等（疑いの場合も含む。）の対応について

新型コロナウイルス感染症については、令和5年4月28日に感染症の予防及び  
感染症の患者に対する医療に関する法律上の「新型インフルエンザ等感染症」に該当  
しないものとし、5類感染症に位置づけることとされました。

これに伴い、高齢者施設等における令和5年5月8日以降の新型コロナウイルス  
感染症が発生した場合等の対応の変更について、別添のとおりお知らせします。

**【お問い合わせ先】**

(別添資料の項目1～8)

奈良県福祉医療部医療・介護保険局

介護保険課 河内 TEL 0742-27-8532 (直通)

(別添資料の項目1～2)

奈良県福祉医療部医療政策局

疾病対策課 市川 TEL 0742-27-8513 (直通)